

# 新型インフルエンザ

## 東京都の相談・医療提供体制が変わりました



### 受診の仕組み

都内では、かかりつけ医など最寄りの一般医療機関で新型インフルエンザの受診ができるよう順次移行します。これに伴い、これまで設置してきた発熱外来は、7月10日をもって廃止されました。

東京都は、今後の患者数の増大に対応するとともに、重症患者に対して適切な医療を提供できるようにするため、都内の医療提供体制を以下のように変更しました。

慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患、腎機能障害、免疫機能不全などの基礎疾患がある方  
かかりつけの医師に事前に必ず電話して、受診方法を確認してから受診してください。  
妊娠している方  
かかりつけの産科医師に連絡し、受診する医療機関の紹介を受けましょう(産科医師が、診療情報を提供する場合があります)。  
注意事項  
診察の結果、インフルエンザと診断された場合には、新たな感染者を増やさないように、症状がある間は外出を避け、自宅での療養をお願いします。入院は、重症の方のみとなります。

新型インフルエンザ相談センター  
平日 午前9時～午後5時  
西多摩保健所(0428・22・6141)  
平日夜間(午後5時～翌日午前9時)、土曜・日曜日、休日:都庁(03・5320・4509)  
聴覚に障がいのある方:東京都保健医療情報センター(ひまわり)03・5285・8080、24時間受付  
新型インフルエンザ相談票(様式あり)に、必要事項を記入してFAX送信してください。新型インフルエンザ相談票は、<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/butainfuruenza/index.html>から  
西多摩保健所ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/nisiamama/index.html>)  
問合せ 健康課予防係

### 東京都道路交通規則の一部が改正されました

東京都道路交通規則の一部が改正され、7月1日から施行されました。改正された主な内容は次のとおりです。

運転者の遵守事項に関する規定  
傘を差す、物を担ぐ、物を持つなど視野を妨げたり安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車または自転車を運転しないこと。  
自転車を運転するときには、携帯電話用装置を手で保持して通話し、または画像表示用装置に表示されないこと。

た画像を注視しないこと。「罰則」5万円以下の罰金  
自転車の乗車人員に関する規定  
16歳以上の運転者が安全基準を満たした幼児2人同乗用自転車を運転する場合は、その幼児用座席に幼児2人を乗車させることができず、ただし、幼児2人を乗せている場合は、さらに子守バンドなどにより幼児を背負って運転することはできません。

### 市長コラム

No.18



子どもたちの長い夏休みが始まりました。さまざまなスポーツ大会がそれぞれ甲子園を目指して戦われています。暑い中でのこの経験は、確かな成長と良い思い出を与えてくれることでしょう。一方、夏休みには危険も多いのです。少年が非行や犯罪に巻き込まれないように注意が必要です。それには、地域の大人の目が子どもたちに常に注がれていることが大切です。私たちの周囲に不幸な事件が起きないように、地域的な防犯活動にご協力をお願いしたいと思えます。

このコラムを書いている時に、衆議院の解散のニュースが流れてきました。市では、平成15年に制定した「清流保全条例」により、水質保全・水量確保・親水環境の保全の観点から、清流保全に取り組んでいます。真夏の川遊びやバーベキュー、キャンプ、釣りなどは大変楽しいものですが、一部の心ない人のマナーの悪さで、川が汚されたりしています。川遊びやバーベキューなどをする場合は、調理くずや油を川に流さず持ち帰るなど適切な処理をお願いします。また、川の水質汚濁の原因である、生活排水(台所、風呂などの日常生活からの排水)を処理する

### 白井 孝

あきる野市長



### 市民表彰 候補者を推薦してください

市では、各分野で功績のあった市民の方をあきる野市表彰条例に基づき、11月3日(火)、午前の表彰式で表彰します。

知り合いや近所の方で、該当する方がいましたら推薦してください。

対象  
技能者の模範としてふさわしい方:市内に5年以上居住している満60歳以上の方で、卓越した技能をもち、市の産業の振興に寄与し、同一職種に30年以上の経験を持つ指導的な立場にある方  
対象となる職種例: 篤職、左官、石工、大工、屋根職、建具職、表具師、畳職、植木職、電気工、板金工、塗装工、配管工、菓子製造工、マッサージ

師、和服仕立職、洋服仕立職など  
市民の模範となるような善行をした方  
推薦期限 8月14日(金)  
推薦方法 問い合わせしてください。

その他 表彰は、自治功労表彰(市の自治の振興に寄与し、その功績が顕著な方に対する表彰)と市民表彰(「市行政の推進または産業の振興に寄与し、その功績が顕著な方」)の福祉向上に寄与し、その功績が顕著な方「著しい徳行により、市

### 青少年の善行者を推薦してください

あきる野市青少年顕彰ふるさと委員会では、青少年の善意や親切心を育み、社会に広めていくことを目的に、青少年善行表彰式を行います(11月3日(火) 午後、まほろばホール)。  
お近くに、対象となる方がいましたら推薦してください。

民の模範としてふさわしい方(に対する表彰)があります。  
問合せ 市長公室

### 清流は一人ひとりの努力から

市では、平成15年に制定した「清流保全条例」により、水質保全・水量確保・親水環境の保全の観点から、清流保全に取り組んでいます。真夏の川遊びやバーベキュー、キャンプ、釣りなどは大変楽しいものですが、一部の心ない人のマナーの悪さで、川が汚されたりしています。川遊びやバーベキューなどをする場合は、調理くずや油を川に流さず持ち帰るなど適切な処理をお願いします。また、川の水質汚濁の原因である、生活排水(台所、風呂などの日常生活からの排水)を処理する

### 自然環境調査にご協力ください

市では、環境基本計画に基づき、市内の自然環境の

状況を把握するための調査を行います。調査方法は、「あきる野市自然環境調査部会」に委託し、平成21年度から23年度までの3年間の期間、動物班、植物班、地質班に別れて市内全域について行います。山林、畑などの私有地に入らせていただくこともありますが、調査への協力をお願いします。調査員は、自然環境調査員腕章と調査員証を携帯しています。  
問合せ 環境課環境・緑化係